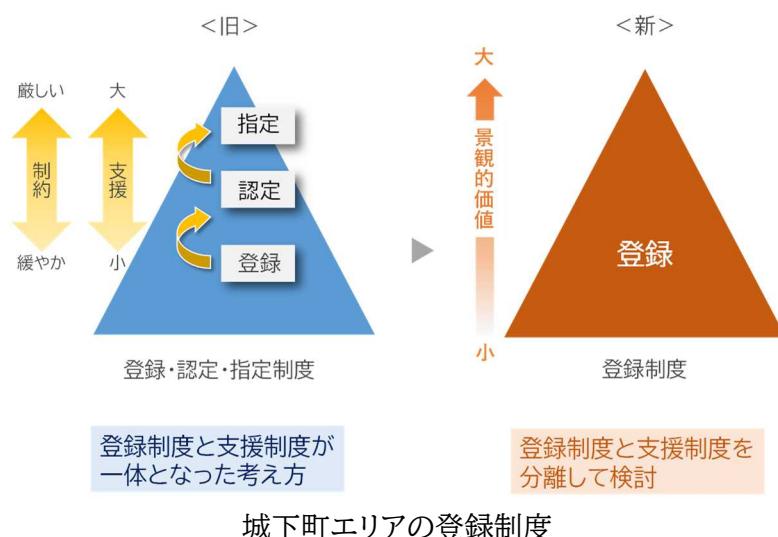


## 令和7年度第1回高槻市景観審議会

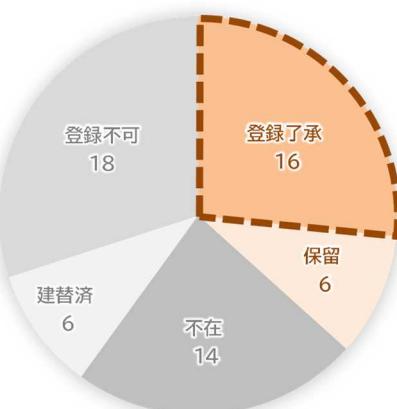
## 1 これまでの取組

令和6年度の景観審議会では、景観法に基づくまちなみの景観形成に向けて、城下町エリアの登録制度について検討を行った。また、城下町らしさが感じられる建造物等60件の所有者に対してヒアリングを実施し、登録の了承が得られた16件について、景観登録建造物として市ホームページで公表に向けた取組を実施した。



城下町エリアの登録制度

## 調査対象建造物とかつての城郭



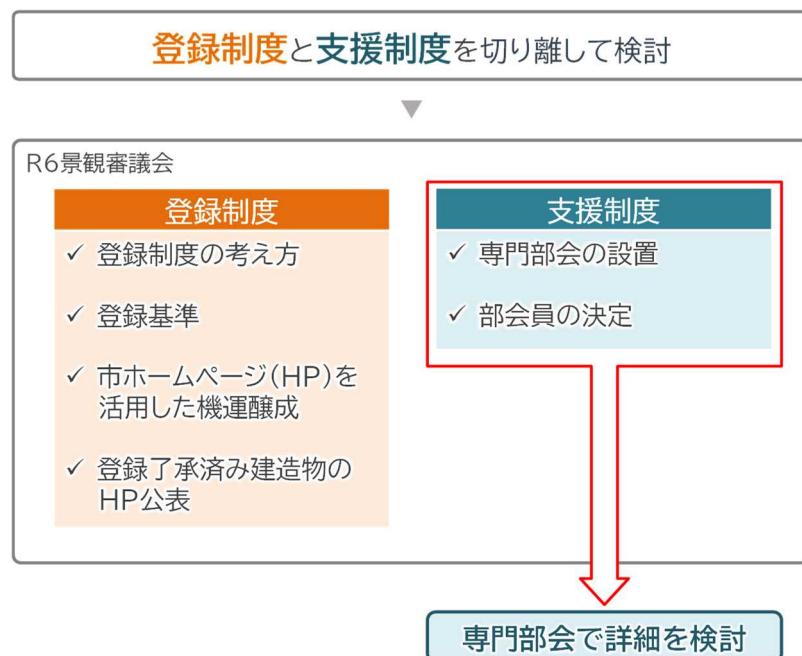
所有者ヒアリング結果

※R6景観審議会より

## ■令和7年度景観審議会専門部会の開催

専門部会は、城下町エリアまちなみ環境整備事業の修景基準や助成内容について専門的な視点より審議することを目的として、高槻市景観審議会規則第4条第2項により会長が指名する委員をもって結成し、令和7年6月と8月に支援制度の専門部会を開催した。

次章より、専門部会で確認した事項を示す。



開催日	審議内容
第1回 6月18日	支援制度（城下町エリアまちなみ環境整備事業）
第2回 8月22日	の修景基準・助成内容

## 2 城下町エリアまちなみ環境整備事業

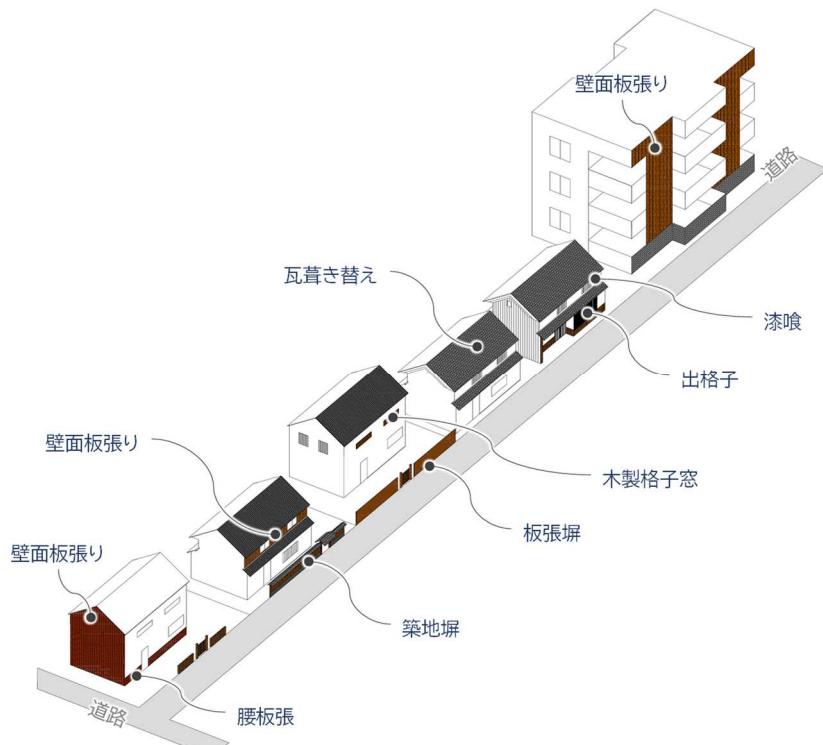
### ■本事業の趣旨

城下町エリアにおいて、城下町のまちづくりに資するものに対して支援を行う。

### ■城下町のまちづくりに資するものとは？

昔ながらの町家や武家屋敷等の城下町らしいまちなみを保全・創出する修景や、それら景観に対する地域の機運を高める勉強会やイベント等に係る団体活動のことをいう。

城下町エリアにおいて、道路等公共の場所より望見できる面の建造物等の修景を支援し、下図に示すイメージ図や写真に示す現存する城下町のまちなみを、点から面へと保全・創出していくことを考えている。



城下町エリアのまちなみイメージ



武家屋敷の例



町家の例

## ■助成内容について

支援制度は以下の3つの柱を基本とする。

### 守る・保つ支援

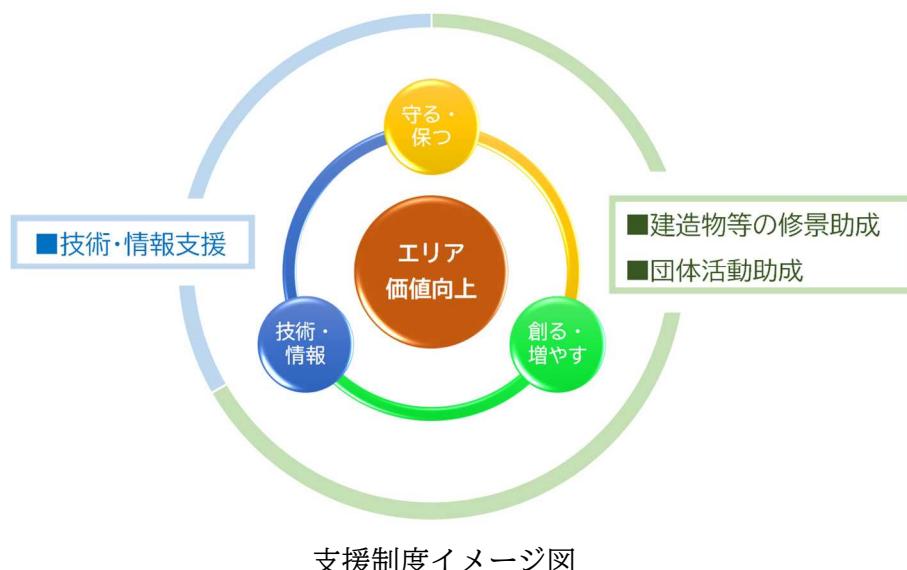
- ・主に既存建造物を対象とする
- ・既存建造物の維持保全や外観を変更する修景等に対する支援
- ・城下町のまちづくりに資する団体活動に対する支援

### 創る・増やす支援

- ・主に新築建造物を対象とする
- ・城下町らしい景観を増やしていくことを目的とし、新たに創出されるまちなみの景観に寄与する建造物等への支援
- ・城下町のまちづくりに資する団体活動に対する支援

### 技術・情報支援

- ・修景等の技術的支援や情報支援
- ・市ホームページにおける景観形成資源の保全・創出に係る情報発信



支援制度イメージ図

支援制度は、上図のように①建造物等の修景助成、②団体活動助成、③技術・情報支援の3つに分類して支援を行うものとする。

## ■支援対象者と支援内容

前頁に示す①～③の支援における支援対象者および支援内容を以下に示し、詳細について次頁に示す。

### 支援対象者

① 建造物等の  
修景助成

建造物等の所有者  
または  
所有者の同意を得た占有者

② 団体活動助成

市民団体等

③ 技術・情報支援

### 市民等の相談者

市民等…建造物等の所有者、所有者の同意を得た  
占有者、設計者および工事施工者等

### 支援内容

① 建造物等の  
修景助成

新築、増築、改築、外観を変更する修繕又は色彩の変更  
のうち、申請年度内に完了するものであって、城下町工  
リアで道路等公共の場所から望見することができる部分  
の修景基準を満たす工事に要する費用

② 団体活動助成

城下町のまちづくりに資する勉強会等の開催、調査研究、  
周知啓発、修景・美化などの活動に要する費用

③ 技術・情報支援

城下町らしい趣を保全・創出するような修景等に係る  
技術的な相談や情報の提供

## ■①建造物等の修景助成

前頁の支援内容に示す修景基準について、以下に示す。

### 【修景基準】

項目			内容
形態意匠	色彩		外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。 ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下  ※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。
	高さ	①	2階建てを基本とする。道路に面するところは軒下空間を設け、軒先の高さは隣接する家屋にそろえること
	屋根	②	町家等と調和した勾配形式とし、本瓦または桟瓦葺き又はこれらに模した仕上げであること
	壁面	③	腰部を板張りとし、その上部を漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること、又は壁面全体を漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること
		④	木・土・漆喰などの自然素材またはそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和を図られていること
	開口部	⑤	木材又は木調の材料を用いた格子戸とし外壁・塀等を調和させていること
		⑥	町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
		⑦	木材又は木調の材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げであること
	建築設備	⑧	室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること。やむを得ず設置する場合は、木材又は木調の材料を用いた格子などで目隠しを設けられていること
	工作物		道路面に町家等と調和する木・土などの自然素材またはそれに模した材料を活用し、建築物とバランスの取れた形態・色彩を用いたもの（駒寄や板張塀、築地塀を想定）
	屋外広告物	⑩	木製看板やのれんなどを用い、町家等と調和した意匠であること

<参考>登録制度における登録基準について（朱書き：追記・変更）

城下町エリアまちなみ環境整備事業の修景基準に合わせて、登録制度における登録基準を一部変更する。

項目			内容
形態意匠	色彩		外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。 ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下  ※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。
	建築物		町家等と調和した勾配形式とし、本瓦または桟瓦葺き又はこれらに模した仕上げであること
	壁面	②	腰部を板張りとし、その上部を漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること、又は壁面全体を漆喰またはそれに模した材料の仕上げであること
		③	木・土・漆喰などの自然素材またはそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和を図られていること
		④	木材又は木調の材料を用いた格子戸とし外壁・塀等を調和させていること
	開口部	⑤	町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
		⑥	木材又は木調の材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げであること
	建築設備	⑦	室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること 木材又は木調の材料を用いた格子などで目隠しを設けられていること
	工作物		道路面に町家等と調和する木・土などの自然素材またはそれに模した材料を活用し、建築物とバランスの取れた形態・色彩を用いたもの（駒寄や板張塀、築地塀を想定）

### 【助成内容の詳細】

助成内容は、以下のとおりとする。建築物については、修景基準を満たす項目数による段階的な支援とする。

建造物等の修景助成	建築物	詳細	助成率	助成上限額 (案)
		修景基準における色彩かつ、建築物(高さ、屋根、壁面、開口部、建築設備)の各項目を1つ以上満たすもの	1/2	300万円
	工作物	修景基準における色彩かつ、工作物②～⑧いずれかの項目を1つ以上満たすもの	1/2	100万円
	屋外広告物	修景基準における色彩かつ、屋外広告物⑩の項目を満たすもの	1/2	30万円

### 【助成要件】

助成要件	
	公表を前提とした <b>景観登録建造物</b> もしくは <b>景観登録建造物になりうるもの</b> ※屋外広告物のみの修景は除く
建造物等の修景助成	建築基準法その他関係法令に違反しないものに限る
	過去に修景助成を受けた建造物等については、修景補助事業により取得し、又は効用の増した部分の耐用年数又は10年のいずれか短い期間中、区分に応じた助成額から過去に交付を受けた額を差し引いた額を上限とする
	当該申請は、1年度につき1回とする

## ■②団体活動助成

団体活動助成は、城下町のまちづくりに資する勉強会やイベント活動、ワークショップ等の支援とする。

### 【団体活動イメージ】



### 【助成内容の詳細】

	詳細	助成率	助成上限額(案)
団体活動助成	城下町のまちづくりに資する勉強会等の開催、調査研究、周知啓発、修景・美化などの初動期活動に要する費用	8/10以内	10万円

### 【助成要件】

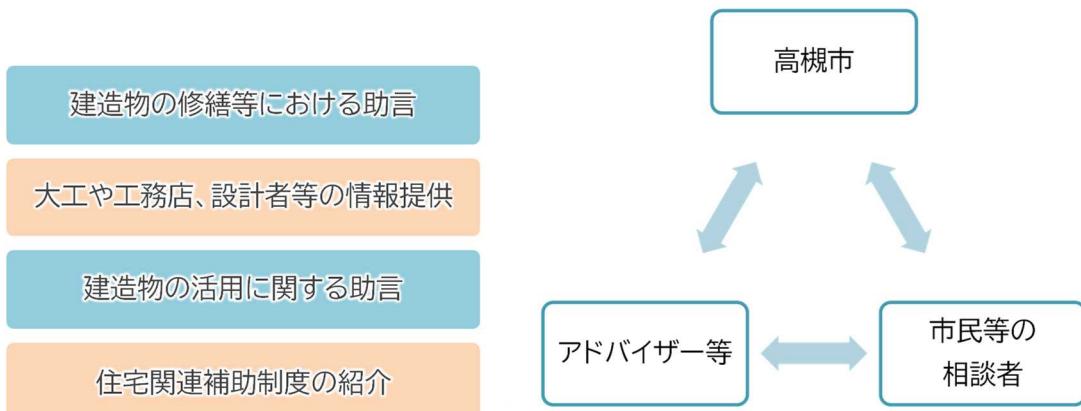
助成要件の一例を以下のとおり示す。

助成要件	
団体活動助成	構成員の半数以上が市内に住所を有し、又は通学、通勤していること
	同一の団体活動助成につき基本3回までとする
	活動内容は、城下町のまちづくりに資するものとする

### ■③技術・情報支援

市民等の相談者より、市（窓口）へ提供いただいた内容を、必要に応じてアドバイザー等と連携し、技術や修景等に関する情報や大工・工務店等の情報を相談者の方に共有することを検討する。また、町家等の修繕の相談に際して、市の住宅関連補助制度を合わせて紹介するなど、建造物の所有者に寄り添いながら関係性の構築を目指すものとする。

#### 技術・情報支援の例



#### 技術・情報支援のイメージ

### <城下町エリアまちなみ環境整備事業>

これまでの支援における条件一覧を下図にまとめて示す。

